

令和 6 年 10 月 1 日更新

ARAKAWA1-1-1 ギャラリー 利用案内

サンパール荒川（荒川区民会館）

指定管理者：株式会社ケイミックスパブリックビジネス

1. ギャラリー利用日

ギャラリーは、サンパール荒川の休館日およびサンパール荒川が自主事業で使用する日を除いてご利用いただけます。

利用時間は 9 時から 20 時までです。20 時以降は展示室を消灯します。

2. ギャラリーをご利用できる団体または個人

荒川区における芸術文化の振興に貢献する団体または個人に貸し出します。

3. ギャラリー展示

出展者自らが制作したものの展示が可です。ただし以下の展示はできません。

- (1) サンパール荒川が公序良俗を害すると認められるもの
- (2) サンパール荒川の利用者および区民に迷惑をおよぼすおそれがあるもの
- (3) ギャラリーの施設設備をき損するおそれがあるもの
- (4) ギャラリーの管理上支障があるもの
- (5) その他、サンパール荒川が不適當と認めたもの

4. 展示設備

出展者にはギャラリー用備品を貸し出します。

出展者は設備品類を破損した場合は速やかにサンパール荒川に届出し、修復またはその経費をご負担いただきます。

5. ギャラリー利用申請書の提出

ギャラリーを使用する際はサンパール荒川に利用申請書を提出してください。

- (1) 荒川区内在住、在勤、在学の個人および区内在住、在勤、在学者を代表とする団体は、利用する初日の属する月から起算して 6 月前の 2 日（1 月に限り 5 日）の午前 9 時から申し込みを先着順で受け付けます。その他の利用者 5 月前の 2 日（1 月に限り 5 日）の午前 9 時から申し込みを先着順で受け付けます。

ただし、荒川区、(公財) 荒川区芸術文化振興財団、荒川区民会館の利用は上記申込期日前の申請が可能です。

- (2) 申請内容を審査のうえ、利用の可否、利用期間等を決定し、利用承認書を発行します。

6. 出展の制限

原則として同一出展者のギャラリー利用は同一年度内に 2 回を上限とします。利用期間

は1週間を単位として上限4単位とします。

ただしサンパール荒川が必要と認める場合はこの限りではありません。

7. 出展費用

ギャラリー使用は無料です。

8. 展示方法

展示品の運搬、装飾展示作業、撤去等については出展者が行ってください。

- (1) 展示作品は出展者の責任において管理してください。展示品の盗難、紛失、損傷についてサンパール荒川は負担を負いません。必要な場合は出展者により損害保険にご加入ください。

9. 出展の遵守事項

以下の事項を遵守してください。お守りいただけない場合は利用を中止することがあります。

- (1) 承認を受けた利用目的、利用時間内で使用すること
- (2) 承認されていない場所、設備を使用しないこと
- (3) 使用後は原状回復すること
- (4) 火気使用、喫煙、騒音は厳禁
- (5) 入場料の徴収、会場での販売、利用者の制限はしないこと
- (6) その他、サンパール荒川職員の指示にしたがうこと

10. 展示スペースとパネル使用の注意

(1) 展示スペース

①前面ガラス有（窓側・パネル7枚）

②前面ガラス無（パネル3枚）

※①のみ、②のみ、①+②の3パターンでご利用いただけます。

(2) パネル使用のご注意

①パネルへの貼付方法は、鋏またはセロハンテープ類となります。パネルに展示する展示作品の重量は10kg以下です。また額縁などをパネルに掛ける等特別な貼付方法の場合はご相談ください。

②その他特別な物の展示についてはご相談となります。

●お問合せ：サンパール荒川 TEL.03-3806-6531

以上